

5月定例連絡委員幹事会

と き 令和5年5月2日(火) 午後3時

ところ 市役所 2階 会議室1

1 市民憲章唱和

2 あいさつ

3 議題

- (1) へきなん地域福祉ハッピープランにおける地域福祉推進会議の開催について(依頼)
(福祉課) P1~2 (資料1)
- (2) 令和5年度健康推進員事業等へのご協力について(お願い)(健康課) P3~7 (資料2)
- (3) 生活習慣病予防健診の無料体験受診について(ご案内)(健康課) P8~10 (資料3)
- (4) 連絡委員防犯連絡所について(依頼)(地域協働課) P11~15 (資料4)
- (5) 自動体外式除細動器(AED)の貸出について(地域協働課) . . . P16 (資料5)
- (6) 令和6年度コミュニティ助成事業について(地域協働課) . . . P17~22 (資料6)

4 報告事項

5 その他

- (1) 令和5年度碧南市消防団観閲式の挙行について(防災課)
- (2) 元気ッス!へきなんの開催について(地域協働課)

碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな
毎日をおくれます。

1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を
築きます。

1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな
社会をつくれます。

1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいじにし、美しい郷土を
つくれます。

1. 清らかな文化の町に

若い力を育て、文化と教養の
まちをつくれます。

令和 5 年 5 月 2 日

碧南市連絡委員各位

福祉こども部福祉課

課長 山本 貴史

健康推進部高齢介護課

課長 伊藤 正博

碧南市社会福祉協議会地域福祉課

課長 大野 孝男

へきなん地域福祉ハッピープランにおける地域福祉推進会議の開催について(依頼)
本市では令和 2 年度にアンケートやヒアリング、地域福祉推進会議などを通じて市民の皆様からご意見をいただき、へきなん地域福祉ハッピープラン（第 3 次碧南市地域福祉計画・第 5 次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画）を令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年計画として策定いたしました。

「地域で築く つながり 支えあうまち へきなん」を基本理念とし、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域福祉を推進しているところです。

本計画の推進の場として、引き続き市内 6 地区で地域福祉推進会議（以下「本会議」という）を開催し、地域課題の共有や検討をしていきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、本会議は、碧南市高齢者ほっとプラン（第 8 期高齢者福祉・介護保険事業計画）に掲載しております高齢者の生活支援を担う各団体との定期的な情報共有、連携の場（話し合いの場・協議体）としても位置付けされております。

記

1 取組内容

市内 6 地区（新川、中央、大浜、棚尾、旭及び西端）において地域福祉に関する地域福祉推進会議（懇談会）を前年度に引き続き年 2 回程度実施する。

2 地域福祉推進会議出席依頼者

各地区の代表者（連絡委員正副幹事、老人クラブ、民生委員・児童委員、PTA、子ども会役員等の各団体及び医療・福祉関係事業所）等

3 その他

地域福祉推進会議出席者については、前年度出席者（またはその後任）を基本として、個別に依頼を行う。

連絡先	福祉課	社会福祉係	担当	山本昌弘	95-9884
	高齢介護課	地域支援係	担当	杉浦洋子	95-9890
	社会福祉協議会	地域福祉課	担当	古川裕隆	46-3701

連絡先	健康課	成人保健係
担当	石川	麻子
電話	48-3751	

令和5年5月2日

碧南市連絡委員 各位

碧南市健康を守る会
会長 山中 寛紀

令和5年度健康推進員事業等へのご協力について(お願い)

新緑の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、健康推進員事業等の推進についてご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。つきましては、下記のとおり今年度の活動を計画しておりますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 健康推進員事業について

- (1) 碧南市健康推進員制度の概要 (資料1)
- (2) 令和5年度健康推進員活動について (資料2)
- (3) 令和5年度碧南市健康推進員選出状況 (資料3)

2 令和5年度配布物、回覧物の予定について (資料4)

碧南市健康推進員制度の概要（要綱より抜粋）

1 主旨

保健衛生事業を推進するため、行政側が実施する事業ではなく、市民の側からも事業の企画提案・実施・参加者として位置づけ、市全体の保健衛生事業の理解者として性別、年齢を問わず活動していただく。

2 資格要件

- (1) 碧南市の保健衛生事業の推進に理解と熱意のある者
- (2) 碧南市及び碧南市健康を守る会が実施する保健衛生事業に積極的に協力・参加できる者
- (3) 保健衛生事業に知識を有し、またはこれから修得しようとする者
- (4) 秘密を守り、責任感のある者
- (5) 他人と協調でき、信頼感のもてる者

3 推進員数

概ね100世帯に1人を目安とするが、選出数は地区の事情に合わせ、より多くの市民が経験できるよう配慮するものとする。

4 選出方法

各地区の連絡委員から提出される推薦報告書により選出される。

5 任期

原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。半数交代制が事業推進に支障をきたさないのを望ましい。

6 身分

碧南市健康を守る会の委員

7 職務

- (1) 保健衛生思想の普及宣伝
- (2) 担当地域における保健衛生事業の企画、立案、実施
- (3) 市民の行政に対する保健衛生事業の要求、要望の把握
- (4) 保健衛生事業実施に伴う市民へのPRおよび参加
- (5) 碧南市健康を守る会事業の普及宣伝

8 無料体験受診

生活習慣病予防健診（BまたはCコース）及び乳がん検診等の無料体験受診と年間を通じての活動の対する記念品の贈呈。

9 地域との連携

地域活動との連携を図るため連絡委員（西端地区は町内会長含む）を健康推進員の顧問とする。

（参考：健康推進員のあゆみ）

昭和42年11月に「碧南市健康を守る会」の発足後、“より地域に根ざした”健康づくり事業を推進・実施する目的で昭和57年から市内全域に健康推進員（発足当時は保健衛生推進員の名称）を組織化した。

令和5年度健康推進員活動について

1 活動内容

(1) 健康に関する教室の実施

※令和4年度の例

- ・ストレッチ体操、ヨガ等の運動教室
- ・ウォーキングの実施
- ・出前講座「野菜を1日350g摂ろう」等

(2) 健康推進員たよりの発行

年3回発行（令和5年8月・11月、令和6年3月）

(3) 家族検尿の実施

希望地区のみ、年1回実施

※令和4年度は、3地区実施

検尿検査器具の配布、検査物の回収（検尿検査項目は、蛋白・糖・ウロビリノーゲン・潜血）

(4) 各種健診の受診

生活習慣病予防健診、乳がん検診等の無料体験受診

※令和4年度は、延75人受診

2 研修会等

(1) 健康推進員研修会

回数：年4回（令和5年4月～令和6年3月）

内容：第1～3回 健康推進員活動、生活習慣病・介護予防について等
第4回 活動報告会

(2) 市民健康教育講座

回数：年7回（令和5年7月～令和6年1月）

(3) 代表者会議

回数：年2回（令和5年4月、令和6年2月）

※健康推進員研修会及び市民健康教育講座は、希望制です。

令和5年度碧南市健康推進員選出状況

設置地区名	世帯数	基準人数	選出人数
久 沓	758	7	4
田 尻	246	2	4
西松江	308	3	4
東松江	628	6	9
鶴ヶ崎	944	9	17
千 福	1,006	10	10
浜 尾	904	9	9
東 山	863	8	7
西 山	716	7	6
道場山	1,131	11	12
天 王	980	9	10
中 山	2,250	22	9
大浜上	1,774	17	10
大浜中	641	6	5
大浜下	4,225	42	15
棚 尾	2,539	25	11
東町内会	982	9	8
西部連合町内会	1,805	18	8
神 有	1,488	14	8
鷺塚住宅	190	1	4
伏見屋（流作町を含む）	1,269	12	13
平 七（家下を含む）	987	9	7
西 端	3,385	33	21
計	30,019	—	211

令和5年4月1日現在

令和5年度配布物、回覧物の予定について

1 健康推進員たより（年3回）

全戸配布

(1) 前期 8月号

(2) 中期 11月号

(3) 後期 令和6年3月号

2 家族検尿（希望地区のみ、年1回実施）

回覧または全戸配布 9月号

3 健康に関する教室の実施に伴う配布物、回覧物

各地区の健康推進員活動事業計画に基づき、随時となります。

連絡先	健康課	成人保健係
担当	石川	麻子
電話	48-3751	

令和5年5月2日

碧南市連絡委員 各位

碧南市健康を守る会
会長 山中 寛紀

生活習慣病予防健診の無料体験受診について（ご案内）

新緑の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

生活習慣病予防健診は、病気の早期発見・早期治療につながるだけでなく、自分のからだの状態を知り生活習慣を見直す機会ともなりますので、年1回はご自身の健康管理のために受診をお勧めしています。

そこで、健康推進員の顧問としての連絡委員（西端地区は町内会長含む）の皆様におかれましては、各地区での活動に対する市民への周知及び参加にご理解、ご協力をお願いするにあたり、下記の内容で生活習慣病予防健診の無料体験受診を実施いたしますので、ぜひご利用ください。

記

1 健診の種類及び内容

Cコース（満30歳以上の総合健診）→自己負担8,000円を無料

※胃のレントゲン撮影を希望されない方及び6か月以内に撮影を実施された方は、

Bコース（準総合健診）→自己負担5,000円を無料の受診をお勧めします。

2 受診期間

令和5年5月～令和6年3月

※各コース実施日については別紙「令和5年度生活習慣病予防健診のご案内」をご参照ください。

3 場所・申込み及び問合せ先

碧南市保健センター（碧南市天王町1-70）

4 申込み方法

(1) 電話、ファックス、Eメールで予約をお願いします。

- ・電話：（０５６６）４８－３７５１
- ・ファックス：（０５６６）４８－２１６５
- ・Eメール：kenkouka@city.hekinan.lg.jp

※予約時は、必ず「連絡委員」とお申し出、またはご記載ください。

(2) 申込み期限は、健診日の1週間前までです。関係書類はご自宅に郵送します。

(3) その他

B、Cコース以外に、

- ・Eコース（腹部超音波検査、自己負担金3,000円）
- ・骨粗しょう症検診（自己負担金500円）
- ・前立腺がん検診（自己負担金1,000円）（50歳以上の方）
- ・胃がんリスク検査（自己負担金1,500円）（65歳未満の方）

も同時に受診できます。

※碧南市国民健康保険、愛知県後期高齢者医療保険加入者は、上記金額より半額免除（胃がんリスク検査を除く）されますので、申込みの際にお申し出、またはご記載ください。

連絡先	碧南警察署生活安全課
担当	課長 吉田 純平
電話	46-0125 (防犯協会)

令和 5 年 5 月 2 日

碧南市連絡委員各位

碧南警察署生活安全課

課長 吉田 純平

連絡委員防犯連絡所について（依頼）

当署では、事件・事故に関して、住民と緊密な連携を図るため、下記のとおり防犯連絡所を設置しております。つきましては、連絡委員の皆様の住居を防犯連絡所として設けさせていただきたく、お願い申し上げます。

記

1 設置根拠

防犯連絡所の設置及び運営に関する基準要綱による。

2 組織編成

地区防犯協会の下部組織（基準要綱第 3 条）

3 役割

町内の事件・事故に関する警察との連携（基準要綱第 7 条）

4 必要性

町内の自主防犯意識の醸成を図る中核として、必要不可欠（基準要綱第 1 条、2 条）

5 適任者

地区の代表である町内会長等が適任（基準要綱第 4 条）

6 任期

原則 1 年 再任は妨げない（基準要綱第 5 条）

7 報酬

「自分たちの町は、自分たちで守る」という趣旨から、ボランティアとして、無償でお願いします。（基準要綱第 6 条）

防犯連絡所の設置及び運営に関する基準要綱

碧南高浜防犯協会連合会

第1条 目的

この要綱は、犯罪を防止し、明るい町づくりを推進するために設けられる防犯連絡所の設置及び運営について必要な基準を定めることを目的とする。

第2条 防犯連絡所の性格

防犯連絡所は、住民がその隣保組織を通じて行う、自主的な地域安全活動を推進するための中心となるものとする。

第3条 防犯連絡所の設置基準

防犯連絡所は、碧南高浜防犯協会連合会（以下「連合会」という。）の傘下組織として、犯罪の発生状況等を考慮し、次の基準によりこれを設置するものとする。

- 1 一般住宅地にあつては、町内会単位に設ける。
但し、防犯上、特に必要のある場合は、その区域を分けて2箇所以上の防犯連絡所を設けてもよいこととする。
- 2 3階以上の高層住宅団地にあつては、その規模に応じて各棟、各階層単位に設けてもよいこととする。
- 3 アパート、その他の規模の大きな集合住宅等にあつては、町内会長と当該アパート等の管理者又は居住者の代表とが協議の上、防犯連絡所を設けるものとする。

第4条 防犯連絡所の設置場所等

- 1 第3条の1により設ける防犯連絡所は、町内会長（市連絡委員、町内会長）等、地域安全活動の中心となつて、その活動を行う者の住居に設置するものとする。
但し、地域の実状、犯罪・事故等の発生状況、その他防犯上特に必要とする場合は、他の場所にこれを設置するものとする。
- 2 第3条の2及び3により設ける防犯連絡所は、できうる限り隣組組織による役員、その他町内会長が適当と認める者の住居に、これを設けるものとする。
- 3 防犯連絡所は、所定の標示板を掲出するものとする。

第5条 防犯連絡責任者

- 1 防犯連絡所ごとに、防犯連絡責任者を置くものとする。
- 2 防犯連絡責任者には、原則として当該防犯連絡所を設置した住居の世帯主をあてるものとする。
- 3 防犯連絡責任者の任期は1年とし、その再任を妨げないものとする。

但し、途中交代により新たに防犯連絡責任者に指示された者は、前任者の任期の残任期間をもってあてるものとする。

第6条 防犯連絡責任者の信条

防犯連絡責任者は、犯罪や事故の防止を目的として、明るい町を築くために、熱意と社会奉仕の精神をもって、かつ親切に活動にあたるを旨とする。

第7条 防犯連絡責任者の任務

- 1 防犯連絡責任者は、連合会長及び警察署、交番、駐在所と緊密な連携を保ち、次に掲げる方法又は手段により、受持ち地区の自主防犯意識の高揚を図り、地域安全に努めるものとする。
 - (1) 防犯や地域安全に関する懇談会等の開催
 - (2) 地域安全に関する広報資料等の作成、配布、回覧及び掲示
 - (3) 地域安全パトロール等の実践活動の実施
- 2 防犯連絡責任者は、次に掲げるような事象を聞知したときは、警察署にその内容を通報・連絡するものとする。
 - (1) 犯罪を犯したと認められる者を発見したとき。
 - (2) 犯罪が行われたとき、又は行われようとしているとき。
 - (3) 不審者を発見したとき。
 - (4) 犯罪等により住民が被害や迷惑を被ったとき。
 - (5) 家出人、迷い人、迷い子等、応急の救護を必要とする者を発見したとき。
 - (6) 防犯設備等についての意見、要望
 - (7) その他地域安全に必要と認めた事項を聞知したとき。

第8条 防犯連絡責任者の研修

連合会長は、必要と認めたとき防犯連絡責任者を招集し、防犯・地域安全活動等の推進について研修会を開催して、その活動の挙揚に努めるものとする。

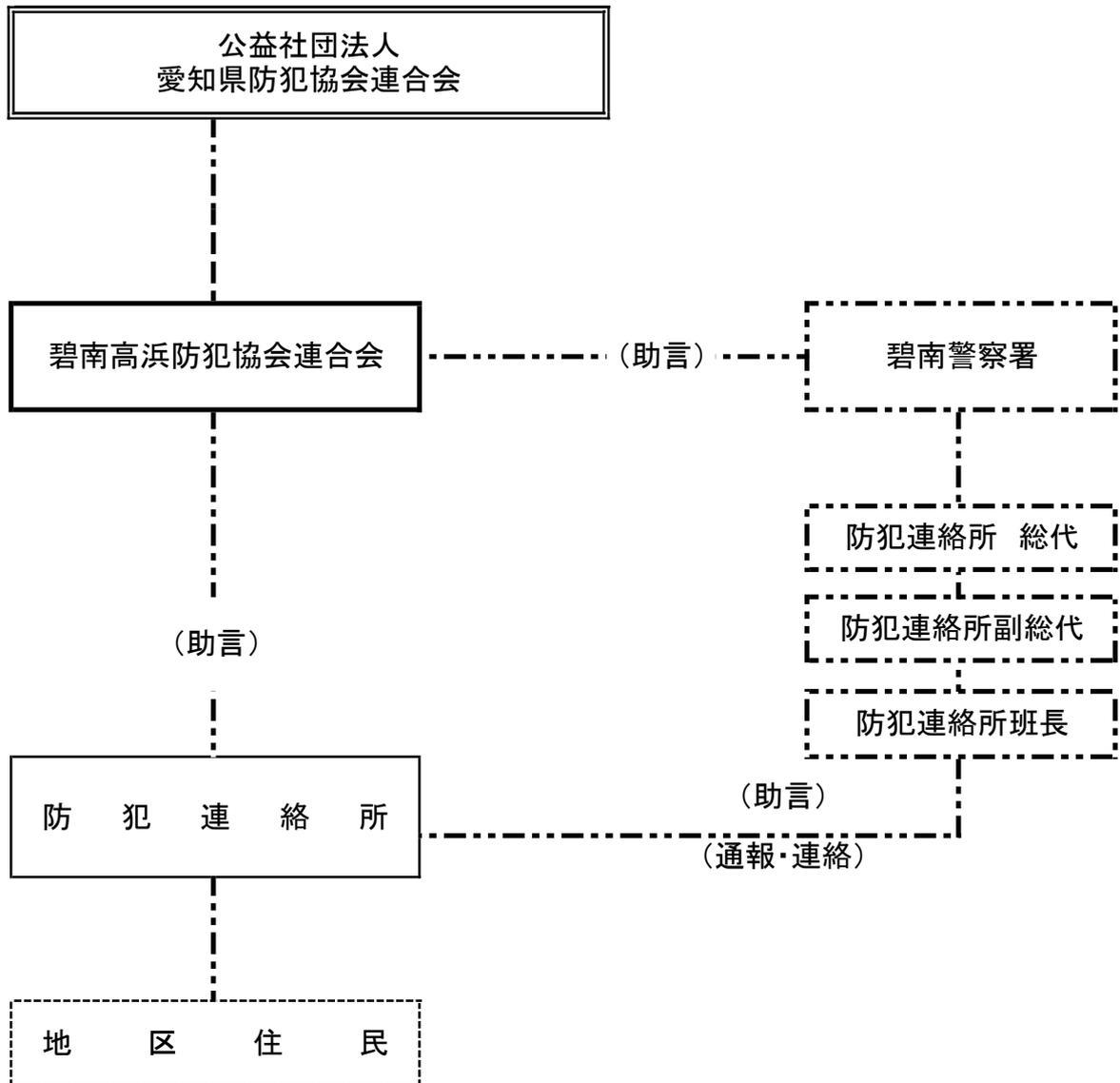
第9条 臨時防犯連絡所

- 1 連合会長は、行楽地、又は犯罪・事故多発地区において、特に必要と認めたときは、当該地区に臨時防犯連絡所を設けることができるものとする。
- 2 臨時防犯連絡所の運用にあたっては、この要綱を準用するほか、連合会長は、設置の目的に応じて必要な事項を定めることとする。

附 則

- 1 本要綱は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 平成6年10月1日一部改正

防犯連絡所のしくみ



防犯連絡所プレートについて（お願い）

連絡委員幹事会において、碧南高浜防犯協会連合会の末端組織として、地域の自主防犯活動の中心となる「防犯連絡所」の設置および任務等についてお願いしたところですが、毎年3月31日をもって任期1年が終了しますので、各地区連絡委員宅に掲示されております「防犯連絡所」プレートについて、新年度の連絡委員にそれぞれ引き継いでいただきますようお願いいたします。

なお、万一破損等により取替えが必要な場合は新しいものをお渡ししますので、お手数ですが、碧南警察署生活安全課まで取りに来ていただきますようお願いいたします。

※以前の連絡委員宅にプレートが掲示されたままのものがありましたら、取り外していただき、プレートを警察署まで返却していただきますようお願いいたします。

問合せ先 碧南警察署生活安全課内 碧南高浜防犯協会連合会事務局

直通電話 0566-46-0125（FAX 兼用）

碧南市役所地域協働課交通防犯係

電話（直通）0566-95-9873

（代表）0566-41-3311 内線233・234

連絡先	地域協働課地域協働係
担 当	水村・清水
電 話	95-9872

令和 5 年 5 月 2 日

碧南市連絡委員各位

地域協働課長 堀 田 葉 子

自動体外式除細動器（A E D）の貸出について（ご案内）

新緑の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）の貸出について、下記のとおりご案内します。

記

1 目的

本市で開催される多くの市民が集まるイベント等において、その参加者等が突然の心停止状態に陥ったときの救命活動に備えるため、当該イベント等を主催する団体等へA E Dを無償で貸出する。

2 貸出個数

1 個

3 貸出期間

原則 1 週間以内

4 申請先

碧南市役所地域協働課地域協働係

5 留意事項

貸出し期間中におけるA E Dの運搬及び維持管理に要する経費は、借受者の負担となります。また、電極パッドその他A E Dに付属する消耗品を使用した場合も、借受者の負担により交換してください。

連絡先	地域協働課地域協働係
担当	水村・清水
電話	95-9872

令和5年5月2日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 堀田 葉子

令和6年度コミュニティ助成事業について（募集）

新緑の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、例年、一般財団法人自治総合センターで実施しているみだしの助成事業について、正式募集はまだありませんが、それに備え、例年どおり各地区に対して募集を行います。

記

1 実施要綱

別紙のとおり（令和5年度要綱）

2 事業の流れ

令和5年度に県へ申請及び予算取り、令和6年度に実施及び補助金支払い。

3 選考方法

平成23年から申請する地区順を決めています。今回は新川地区です。

財源である宝くじの収益が減少しているため、近年不採択数が増加しております。必ずしも採択されるものではないことを十分にご留意ください。

4 申請に必要な書類

- (1) コミュニティ助成事業申請書
- (2) 事業計画に関する商品等の見積書
- (3) 事業計画に関する商品等のパンフレット
- (4) 町内会組織の規約
- (5) 令和5年度事業計画書及び予算書
- (6) その他参考資料

5 書類の提出期限

令和5年9月（予定）

6 書類の提出先

地域協働課地域協働係

7 その他

- (1) 助成を受けられることになった場合、当初の申請内容からは原則変更はできませんので、ご承知おきください。ただし、やむをえない理由（例、購入予定の備品が廃盤になった等）で変更がある場合は直ちに市役所に相談してください。
- (2) 購入した備品にはイメージキャラクターの表示が必要です。表示にかかる費用は補助対象になります。
- (3) 事業開始は来年度で、事業完了後に実績報告を提出する必要があります。
- (4) 購入後に必要となる経費（修理費、消耗品購入費等）については、各地区で負担してください。

第1 趣旨

一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

第2 助成事業

1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。
 - (1) 一般コミュニティ助成事業
住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。
2. 前項の各事業は、次の要件を満たすものとする。
 - (1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。
 - (2) 国の補助金及び地方債を充当していないもの。
 - (3) 令和5年4月1日以降に実施し、令和6年3月31日までに完了するもの。
 - (4) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

第3 助成対象団体

助成の対象となる団体は、市（区）町村（政令指定都市は除く。以下同じ。）、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。

第4 助成事業の実施主体

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。
 - (1) 一般コミュニティ助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織

第5 助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。

1. 一般コミュニティ助成事業
100万円から250万円まで

第6 助成対象経費

1. 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。
2. 次のものは助成対象外の経費とする。
 - (1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。
 - (2) ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

第7 宝くじの社会貢献広報

1. 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。
2. 広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

コミュニティ助成について

助成地区の選定基準

- 1 応募する地区単位は、新川、中央、大浜、棚尾、旭、西端の6地区とする。
- 2 原則、別表の順番のとおり助成に該当する地区に購入希望がない場合は、別表の順番を繰り上げて助成する。
- 3 その他、特別の事情がある場合は、碧南市と各地区で協議し、助成地区を決定する。

別表

令和元年度 実施済	新川	令和5年度 実施予定	中央
令和2年度 実施済	旭	令和6年度 実施予定	新川
令和3年度 実施済	西端	令和7年度 実施予定	旭
令和4年度 実施予定	大浜	令和8年度 実施予定	棚尾

※大浜→中央→新川→旭→棚尾→西端→大浜→新川→旭→中央→西端→大浜→棚尾
→新川→旭→西端（最初に戻る）

※上記の順番は、各地区の区民館数を考慮した順番であり、平成23年9月の連絡委員
幹事会にて承認されました。

【実施年度】コミュニティ助成事業申請等一覧（参考資料）

(助成◎)

地区	区分	平28年度	平29年度	平30年度	平31年度	令2年度	令3年度	令4年度	令5年度	令6年度	令7年度	
新川	久香									予定		
	田尻											
	西松江											
	東松江											
	鶴ヶ崎				◎							
	千福											
	浜尾											
	東山											
	西山											
中央	道場山								◎			
	天王	◎										
	中山											
大浜	大浜上											
	大浜中											
	大浜下		◎					◎				
	前浜											
	川口											
棚尾	棚尾			◎								
	東町内会											
旭	西部町内会											
	神有											
	伏見屋					◎						
	平七											
	流作											
西端	西端	◎									◎	

※繰上…翌年度実施予定の助成を1年繰上げ実施・助成するもの
追加…その年度中に追加募集があったもの

令和5年度 対象外備品一覧(問い合わせ多数のもの)

	備品名	備考
1	天井埋め込み式エアコン	建物と一体とみなされるため
2	電球のみ	提灯とセットでの購入の場合は対象
3	システムキッチン	建物と一体とみなされるため
4	子ども用一輪車	車両とみなされるため
5	コップ、湯呑み等	一般調理器具にあたるため ※お祭りで使うお鍋は対象
6	防犯カメラ	コミュニティ活動の推進に直接資するものではないため
7	消火器	防災目的及び消耗品とみなされるため
8	スクリーン(固定タイプ)	建物と一体とみなされるため
9	消耗品	
10	マッサージチェア	個人利用に留まるもの及びコミュニティ活動の推進に直接資するものではないため
11	アコーディオンカーテン	建物と一体とみなされるため
12	電池及び充電器のみの購入	消耗品のため (備品に付属している場合は対象)
13	カーペット、絨毯	建物と一体とみなされるため (絨毯のように移動可能な場合は対象)
14	植樹用の苗木、樹木	苗木、樹木は備品ではないため
15	フェンス	
16	防災目的の備品	他の助成事業で対応可能なため
17	建物の壁面取付型掲示板	建物の一体とみなされる

※あくまで4年度の対象外備品の一部です。

※要綱、留意事項別紙1、財団HPの過去実績もご参考にしてください。